

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	第26回国民文化祭・京都2011開催		
予算額	396,700千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室国民文化祭推進課(366-1495)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>国民文化祭は、国民的な文化の祭典として昭和61年度から各都道府県持ち回りで毎年開催している。市民の文化活動を、全国的な規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造と、地域文化の振興に寄与することを目的としている。</p> <p>「第26回国民文化祭・京都2011」の京都府開催を契機として、市民に多様な文化活動に触れていただく。また、全国からの参加者との交流を通じ、京都の文化を全国に発信する。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>平成23年10月29日(土)から11月6日(日)までの9日間に、京都府内の各市町村で約70の事業が開催される。京都市主催事業として、合唱や日本舞踊をはじめとした13の事業を開催する。</p>			
<p><京都市主催13事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ①合唱の祭典<10/30 京都コンサートホール> ②吹奏楽の祭典<11/3 京都会館> ③ジュニアオーケストラの祭典<11/6 京都コンサートホール> ④全国吟詠剣詩舞道祭<10/30 京都会館> ⑤日本舞踊の祭典<10/30 祇園甲部歌舞練場> ⑥邦楽の祭典<11/5 京都会館> ⑦能楽の祭典<11/2 観世会館・11/3 金剛能楽堂> ⑧連句の祭典<10/29 北野天満宮・10/30 百万遍知恩寺> ⑨美術展(日本画・洋画・書・彫刻)<10/29~11/6 京都市美術館> ⑩京の暮らしの文化展<10/29~11/6 京都芸術センターほか> ⑪はじめてのお茶とお香<11/5,6 八坂倶楽部ほか> ⑫京のいけばな展<11/5,6 下鴨神社> ⑬マンガアートフェスティバル<10/29~11/6 京都国際マンガミュージアムほか> 			
<p>【参考(他都市の状況・事業効果など)】</p> <p>近年の開催状況(カッコ内は開催期間及び来場者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 茨城開催(H20.11.1~11.9) 1,181,572人 ・平成21年度 静岡開催(H21.10.24~11.8) 2,148,195人 ・平成22年度 岡山開催(H22.10.30~11.7) 1,870,926人 			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり		
予算額	6,500千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 これまで京都のまちは、優れた文化の集積によって多くの若い人材を惹きつけ、その才能を育んできたが、昨今、京都で育まれた若い才能が、京都のまちに根を下ろして活動を続ける環境が乏しいまま、他の都市に制作や発表の場を求めて移り出て行く状況が見受けられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、京都市では、「京都文化芸術都市創生計画」(平成19年3月策定)における、京都が全国をリードする「五つの京都先行プロジェクト」の一つとして、若いアーティストたちが京都のまちなかに居住し、活動し続けることができる環境を整え、彼らの新しい創作の活力を、まちの活力に繋げる取組として、若手芸術家への京都芸術センター制作室の貸し出しや、京都で居住、制作、発表できる仕組みづくりの調査などを行ってきた。</p> <p>【事業概要】 平成23年度は、これまでの調査を踏まえ、既存の施設(空き家、閉校施設等)を活用し、若手芸術家の京都における芸術活動を後押しする。</p> <p>1 実施方法 京都における若手芸術家の活動を支援し、また、アーティスト、職人等との交流スペースや先駆的なイベントを企画・実施するための拠点となる相談・サポート窓口を開設する。市内芸術系大学、美術館、ギャラリー等とのネットワークの下、実行委員会形式による運営を行う。</p> <p>2 支援事業</p> <p>(1) 居住 地域連携型空き家流通促進事業と連携し、芸術家を迎えるまちづくりの機運を高めるとともに若手芸術家に適した造作、価格の空き家情報を若手芸術家に提供する。</p> <p>(2) 制作 閉校施設や民間遊休施設を有効活用し、若手芸術家の制作スタジオを確保する。</p> <p>(3) 発表 市内芸術系大学、ギャラリー、美術館等との連携により、先駆的な企画展を実施する。</p> <p>(4) その他 ・相談窓口の開設(助成金情報の提供、作品集作成のアドバイス等) ・ホームページの管理運営、若手芸術家データベースの構築、図録(年1~2回)の作成</p>			
<p>【参考(他都市の状況・事業効果など)】 横浜市が、「芸術不動産」事業として、既存建物を芸術家とともに改修し、居住・制作の場として活用</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	映画都市・京都の推進		
予 算 額	2,500千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都市では、「京都映画祭」の開催（平成9年度～：期間中、映画館等で特集上映やゲストトークを開催）、「京都市フィルム・オフィス」の設置（平成21年12月～：ロケ支援の総合窓口）、「京都映画文化会議」の設置（平成21年11月～：映画文化について文化人、学識経験者等が意見交換）などにより、「映画都市・京都」の魅力を広く国内外に発信してきた。 これらの取組が一定の成果を上げる一方で、京都映画の更なる活性化を図るためには、日本映画を育ててきた人材や技術・経験など「豊富な映画資源の活用」と「京都で作られる映画を増やすこと」が必要であり、そのためには若手製作者に対する支援環境の強化と整備が急務となっている。 そこで、こうした問題について調査・検討するため、委員会を設置し、日本映画を支えてきた「映画都市」としての京都の更なる推進を図る。</p> <p>〔事業概要〕 平成23年度は、<u>映画関係者や学識経験者で組織する『「映画都市・京都」の推進検討委員会（仮称）』を設置する。</u> （検討内容） ・ <u>若手製作者を支援するための環境整備について調査・検討</u> ・ <u>「京都映画祭」の今後の在り方等について、より多くの方に親しみやすいイベントへシフトしていくための調査・検討</u></p>			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	特別天然記念物オオサンショウウオの緊急生息調査		
予算額	3,200千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化財保護課(761-7799)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 近年、鴨川水系で日本固有のオオサンショウウオ（以下、固有種）と、外来種である中国産のオオサンショウウオ（以下、中国種）の交雑が進んでいる。 このままでは、国の特別天然記念物である固有種が絶滅するおそれがあることから生態系を守るための対策を早急に行うよう文化庁から求められている。</p> <p>[事業概要] 鴨川水系でオオサンショウウオを捕獲し、DNA鑑定を実施する。その結果から、固有種、中国種、交雑種の生息調査を行い、固有種の保存に必要な措置を考察する。具体的には、調査により固有種以外のオオサンショウウオが生息していない鴨川支流域を明らかにし、そのエリアに固有種を放流することなどを検討している。また、中国種と交雑種は一時保管し、加速する交雑に歯止めを掛ける。</p> <p>[オオサンショウウオについて] オオサンショウウオは、特別天然記念物（動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって特に学術上価値の高いもの）に昭和27年に指定されており、環境省レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の絶滅危惧Ⅱ類（絶滅のおそれのある種）に該当している。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	新「京都市動物園構想」の推進		
予算額	687,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	動物園(771-0210)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>京都市動物園は、明治36(1903)年4月、東京の上野動物園に次いで我が国で2番目に開園した動物園で、これまでから、来園者が気軽に動物と触れ合うことのできる「おとぎの国」の開設やゴリラの三世代繁殖の成功など、全国に先駆けた様々な取組を行ってきた。</p> <p>しかし、施設の老朽化が著しく、環境保全や維持管理コストの面からも、新しい時代に適応した施設へのリニューアルが望まれている。</p> <p>こうした中、平成21年3月に「動物園大好き市民会議」を設置し、市民の皆様との協働による取組を進め、平成21年11月に共汗でつくる新「京都市動物園構想」を策定した。この構想に基づき、都心から近くて交通の便が良く、動物がお客様に近いという魅力を継承するとともに、これまでも増して環境エンリッチメントに取り組み、動物が幸せに暮らし、お客様も楽しい「近くて楽しい動物園」の実現を目指した施設整備を平成21年度から進めている。</p> <p>整備は、段階的に実施し、平成27年度末に新たな都市型動物園として生まれ変わることを目指す。</p> <p>〔平成22年度の整備内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新「おとぎの国」建設、ネコワールド(仮称)の実施設計、アフリカの草原実施設計等 <p>〔事業概要〕</p> <p>平成23年度は、ゾーンごとに以下の施設整備を推進する。</p> <p>1 ネコワールド(仮称) 建築</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新築場所 猛禽舎及び旧ヤブイヌ舎(22年度解体撤去)付近一帯 (2) 敷地面積 約1,200㎡ (3) 飼育展示動物 ライオン, アムールトラ, ジャガー, ツシマヤマネコ <p>2 アフリカの草原建築</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新築場所 旧おとぎの国(22年度解体撤去)付近一帯 (2) 敷地面積 約4,500㎡ (3) 飼育展示動物 アミメキリン, カバ, グレビーシマウマ, フラミンゴほか <p>3 他のゾーンにおける主な整備</p> <p>整備を休園することなく段階的に実施するため、以下の整備を順次推進する。</p> <p>ゾウの森(バク舎)建築, サルワールド類人猿舎改修(オラン舎), 正門エントランス実施設計, バックヤード実施設計, 新ハ虫類館実施設計等</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	世界遺産・二条城本格修理事業		
予算額	69,600千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	元離宮二条城事務所(841-0096)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 平成7年の阪神淡路大震災以降、全国の国宝・重要文化財の耐震性が問題として注目されるようになった。世界遺産・二条城においても、平成18年度に東大手門、二の丸御殿、本丸御殿の基礎診断、平成19年度から22年度にかけて専門診断を実施した結果、本丸御殿、二の丸御殿について、耐震性能の不足と経年による劣化・損傷の進行が認められた。</p> <p>[事業概要] 平成23年度から、構造補強を含む本格修理を実施する。本格修理は、城内の国宝・重要文化財建造物等を対象に、工期20年、総事業費約100億円で計画している。(1/2を目標に一口城主募金を行っている。)修理工事は4期に分けて実施する予定である。平成23年度は、第1期の前期工事として、唐門と築地塀の保存修理工事を行う。併せて、入城者の利便性向上のための施設整備等を実施する。</p> 事業名：世界遺産・二条城本格修理事業(第1期前期工事) 工期：平成23年度から平成25年度まで3箇年の継続事業として実施 事業費：2億5千3百万円(国庫補助1/2) ※23年度：3千万円、24年度：1億4千万円、25年度：8千3百万円 内容：<唐門> 昭和50年に屋根の葺き替え(檜皮葺(ひわだぶき))を主とした修理を実施して以来、35年が経過し、檜皮葺の耐用年限に達したと判断されることから、前回同様、彩色塗装や金具補修を含む保存修理を行う。 <築地> 昭和55年に屋根の葺き替え(本瓦葺)を主とした修理を実施したが、一部に雨漏りが見られることから、部分的な屋根葺き替えと、壁の上塗り替え、柱の足元修理を内容とする保存修理を行う。			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路城大天守保存修理事業(姫路市)・・・国宝 昭和39年以来45年ぶりの修理を平成21年から開始。二条城と同じく、屋根や左官工事を中心として、床組の補強という構造補強も実施する。(工期72カ月、事業費28億円) ・願泉寺本堂他保存修理事業(大阪・貝塚市)・・・重要文化財 創建以来の本格修理。背面の一部を解体する半解体修理を中心として、床下に免震装置を取り付ける等の構造補強を平成16年から実施(工期81カ月、事業費15.85億円) 			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	京都会館再整備事業		
予算額	73,600千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>平成22年に、開館50周年を迎えた京都会館は、近代建築を代表する外観を持ち、府内で唯一2000席を有する「京都の文化の殿堂」として、また、岡崎地域のシンボルとして長きにわたって市民の皆様に愛されてきた。</p> <p>しかしながら、経年とともに施設全体に老朽化が進み、現行の耐震基準やバリアフリー基準等を満たしておらず、舞台や各種設備機能についても近年の利用者のニーズに対応しきれていない状況にある。また、舞台規模が他ホールに比べて狭小であることや、近年、他に新たなホールが建設されたことにより京都会館での公演が見送られるといった事態も生じている。</p> <p>こうした状況を改善するため、また、実施できていないジャンルの舞台芸術が実施可能となるよう、舞台の拡大や楽屋機能の充実などによりホールとしての機能を向上させ、文化の殿堂として甦らせるため、京都会館再整備基本計画を平成22年度中にとりまとめる予定である。</p> <p>併せて、京都会館の価値の継続と未来に向けた整備を行うことで、岡崎地域全体の魅力向上や賑わいの創出に寄与することを目指す。</p> <p>【事業概要】</p> <p><u>平成23年度は、現状の確認や具体的な改修方針の確定、法規制への対応方針の確定など、今後の実施設計や再整備工事に向けた基本設計業務に取り組む。</u></p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	次期各区基本計画推進事業(区民との共汗による計画の推進)		
予 算 額	11,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課(222-3049)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>1 位置付け 京都市では、各区の皆様の英知を結集し、各区の個性を最大限に生かした魅力ある地域づくりを進めるための指針となる各区基本計画を平成22年度中に策定することとしている。 この各区基本計画は、今後10年間の京都の未来像と主要政策を明示した「はばたけ未来へ！ 京(みやこ)プラン(京都市基本計画)」と共に、市民の皆様と夢と希望、危機感と責任を共有して描いた「未来の京都」を実現するためのシナリオとなるものである。</p> <p>2 経過・背景 策定に当たっては、自治会や各種団体の方々で構成する住民円卓会議や、学識経験者・区民の皆様などによる各区基本計画策定委員会などで深い議論を重ねるなど、区民ぐるみで取り組んでいただいた。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 目的 各区基本計画を、各区が、創意工夫を凝らしながら、区民との共汗で推進することにより、区民との協働によるまちづくりを進める。</p> <p>2 事業内容 <u>平成23年度は、区民との共汗で計画を推進、周知していくうえで必要な事業を、各区で実施していく。</u> <u>具体的な事業は、今後、各区において立ち上げる予定の、自治会や各種団体の方々などで構成する新たな区基本計画推進組織などで決定・実施していくこととなるが、例えば、若者まちづくり会議が実施するイベントや、自然を愛でる催し(農林業体験)の開催、区基本計画推進に向けた広報物の作成、計画の進捗よくに関する区民の実感を評価するためのアンケート調査などを想定している。</u></p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	地域コミュニティ活性化策の推進		
予 算 額	5,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課(222-3049)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 近年、地域住民の生活様式や価値観の多様化が進む中で、住民相互のつながりが希薄化し、自治会組織の加入率も低下傾向にあるといわれており、本市においても「地域力」の低下が危惧されている。 そのため、京都市では、平成20年度から「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会」を設置し、検討を重ね、平成22年3月に「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会報告書」を提出いただいた。 平成22年度については、報告書に掲げられている地域組織や本市に向けた32項目にわたる提言の内容を踏まえ「地域コミュニティ活性化条例(仮称)」の内容について「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」を設置して検討しており、早期の条例制定を目指して取り組んでいる。</p> <p>〔事業概要〕 早期の制定に向けて検討を行っている「<u>地域コミュニティ活性化条例(仮称)</u>」について、<u>制定後は、パンフレット等により広く周知</u>していく。とりわけ、市外からの転入者や、自治会未加入者、マンション等の事業者向けに啓発チラシを作成し、配布する。 また、広報活動のノウハウや会議開催の方法等、地域組織を運営する際に参考となる「<u>地域活動ハンドブック</u>」を作成し、地域組織を支援する。</p> <p>〔参 考 (他都市の状況・事業効果など) 〕 多くの政令指定都市において、自治会、町内会への加入促進チラシの配布等の自治会、町内会への加入促進事業を実施している。 また、金沢市では、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成し、住民のまちづくりへの参画を促進することにより、良好な地域社会の形成を目的とする「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する条例」を平成20年4月に施行している。</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	上京区総合庁舎整備		
予 算 額	184,200千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部区政推進課(222-3048)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>現上京区庁舎は、昭和13年の竣工から72年が経過し、老朽化や狭隘化が著しく、バリアフリーの面で問題があるほか、耐震基準を満たしていない。また、保健部が別庁舎となっており、総合庁舎の早急な建設が課題となっている。</p> <p>そこで、平成22年6月に「上京区総合庁舎整備事業基本計画(※)」を策定し、平成22年度は、同計画を踏まえた新総合庁舎の基本設計を進めている。</p> <p>※ 上京区総合庁舎整備事業基本計画については以下のURLを参照 http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000083290.html</p> <p>[事業概要]</p> <p>平成23年度は、次のとおり取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎の整備手法を検討したうえで、実施方針等を作成し、事業者を選定する。 2 現地建替えに伴う仮庁舎整備工事及び現庁舎解体設計を実施する。 3 隣接する整備用地を取得する。 			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>今後のスケジュール(予定)</p> <p>平成24年度 区民部・福祉部仮移転, 現庁舎解体工事, 埋蔵文化財調査</p> <p>平成25年度 着工</p> <p>平成26年度 竣工, 供用開始</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	戸籍事務電算化に向けた調査		
予算額	2,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部区政推進課(222-3085)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、現在、戸籍事務をすべて手作業で行っているが、戸籍の届出から戸籍記載までの一連の事務処理を効率的、かつ、正確に行うとともに、戸籍謄本等の市内の広域交付の実施による市民サービスの向上、将来のネットワーク化への対応を図るには、各区役所・支所等をオンラインで結合する戸籍事務の電算化は必要不可欠である。 本事業は平成21年度に予算措置されていたが、本市の厳しい財政状況を踏まえ、同年度途中から予算執行を凍結している。</p> <p>【事業概要】 平成23年度は、戸籍事務の電算化の早期導入を目指し、経費を更に圧縮するため、システム機器の構成やシステム導入の方法等について調査・検討する。</p> <p>○今後のスケジュール（予定） 平成23年度 戸籍事務電算化に向けた調査 平成24年度以降 電算化着手予定</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 他都市における戸籍事務電算化の状況（平成23年1月現在） 政令指定都市17市／19市（作業中を含む。未着手は千葉市と本市のみ。）</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	ワンストップサービス実施に係る調査		
予算額	2,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部区政推進課(222-3085)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>京都市では、市民にとって最も身近な行政機関である区役所・支所における市民サービス向上の一環として、受付窓口における「ワンストップサービス」について、導入の可否を含めた検討を進めてきた。</p> <p>ワンストップサービスを導入すると、①転入、転出等の手続に来られた方に対し、各申請の受付を一つの窓口で行うなどにより、移動が少なくなり、待ち時間が短縮できる、②市民にとって便利で分かりやすい、③手続漏れが防げる、といった点でメリットがある。</p> <p>一方、①サービスを提供する人員配備やシステム改修など費用対効果の検証、②繁忙期にはかえって市民の待ち時間が長くなる、③専門性の高い質問等には対応しきれない、といった課題があることも各実施都市から聞き取りしている。</p> <p>この度、こうした課題について、他都市での実施状況や本市で導入した際の費用対効果等をしっかり検証したうえで、本市に最適なワンストップサービスの早期導入に向けた準備に着手する。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p><u>平成23年度は、ワンストップサービスに対応するシステムを開発するための調査等を実施する。</u></p> <p>1 他都市システム調査</p> <p>既にワンストップサービスを導入している他都市のシステムを分析し、本市のシステム開発方針を策定する。</p> <p>2 区役所窓口調査</p> <p>区役所窓口の現状を分析する（特に、他都市で課題となっている繁忙期における待ち時間の問題等）。</p> <p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>さいたま市 転入・転出等の際、複数の窓口で届出や申請が必要となる手続を、専用の窓口を集約することによりワンストップサービスを実現（平成19年～）。</p> <p>浜松市 総合審査システム（手続漏れがないかチェックできるシステム）をはじめとする総合窓口システムを導入し、1箇所ですべての受付を行う（平成5年～）。</p> <p>横浜市 複数の窓口にもたがう手続時の最短ルートを案内し、最初の窓口で他の窓口の受付番号を確保するなど、在庁時間の短縮をはじめとする窓口サービスを行う（平成19年～）。</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	消費者教育・啓発の推進		
予 算 額	60,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	局配分枠
担 当 課	市民生活部市民総合相談課(256-1110)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでから、様々な消費者啓発に取り組んできたが、とりわけ、平成21年度以降は、国からの交付金を活用し、生活情報誌や市民生活センター案内広告の全戸配付、地下鉄駅構内への同センター案内広告の掲示等、市民に市民生活センターを知っていただくための広報に努めている。また、消費者啓発動画のインターネット配信、小学生向け消費者教育教材の作成等、自立した消費者の育成を図るための取組を進めている。</p> <p>しかし、依然として潜在化した消費者被害が少なからず存在していると考えられるほか、新たな手口の悪質商法による消費者被害が発生していることから、平成23年度は以下の事業を実施し、引き続き、市民生活センターの周知及び消費者啓発に努めることとする。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成23年度は、以下の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民生活センター相談窓口の広報強化 <u>トラフィカ京カードや市バスの車体に、市民生活センターの広告を掲載する</u>など、相談窓口の更なる周知を図る。 消費者教育・啓発の充実 <u>悪質商法の手口とその対処法等について、実際に体験して楽しく学べるシミュレーションゲームや、食、住まい、環境等、消費生活の各分野における暮らしに役立つ知識等を記載した冊子を作成</u>し、消費者教育・啓発において活用する。 消費生活相談窓口機能・体制の充実等 <u>消費生活相談受付時間の延長に伴い、消費生活相談員1名を増員する。</u> 			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	第2次京都市生活安全(防犯・事故防止)基本計画に基づく生活安全施策の推進		
予 算 額	10,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課(222-3049)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では、誰もが安心してくらすせるまちづくりを目指し、地域の安心安全ネットワーク形成事業、地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進など、市全体で60を超える事業を展開してきた。</p> <p>市民や事業者、行政が連携して取り組んだ結果、京都市が安心で安全と思う市民が65%と平成16年度の前回調査と比べ大幅に(10ポイント)増加している(平成21年11月実施のアンケート調査による)。また、犯罪発生認知件数なども減少傾向にあるなど、全体として成果が得られている。</p> <p>しかし、地域コミュニティが希薄化する中であっては、地域防犯力、自転車マナーの更なる向上が求められているほか、全国でワースト1である少年犯罪(府下で刑法犯検挙された少年(14~19歳)が人口千人当たり18.8人(㊤全国12.5人))の対策など、依然として課題が残されている。</p> <p>そこで、「互いに助けあう、犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指し、①自らを守る意識の高揚、②連携ネットの確立、③区が共汗でバックアップ、の3点を基本的な考え方とする「第2次京都市生活安全(防犯・事故防止)基本計画」の策定に平成21年度から取り組んでおり、22年度中の策定を目指している。</p> <p>第2次基本計画では、次の3つの重点戦略を設定する。</p> <p>(1) 生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化 ~共助を高める~ ※ 別途、「地域コミュニティ活性化策の推進」で予算措置</p> <p>(2) 生活安全を切り口とした、地域活動の活性化 ~地域の防犯等を定着させる~</p> <p>(3) NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携 ~多様な人材を取り入れる~</p> <p>[事業概要]</p> <p>平成23年度は、第2次基本計画に基づく以下の取組を行う予定</p> <p>1 学区の安心安全ネット継続応援事業 平成22年度中に全227学区で立ち上がる予定の学区単位のネットを定着、更に発展させるため、補助制度の創設、防犯用具の貸出しなどを実施する。 ※㊤までは、立ち上げ後、3年間に限り計20万円以内の補助</p> <p>2 学生防犯ボランティアをはじめとした若い世代への支援と合同啓発など <u>学生防犯ボランティアの事業支援、合同啓発の実施、NPOとの連携による出前講座</u>などを行う。</p> <p>3 防犯カメラ設置促進に関する調査研究とモデル事業 <u>犯罪抑止効果が期待される防犯カメラの設置を促進するための調査研究</u>を行う。<u>モデル事業として防犯カメラ設置希望者に対する補助</u>を実施する。</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	犯罪被害者等支援策の推進		
予算額	15,500千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部地域づくり推進課(222-3049)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、その後も、心身の不調や苦痛、周りの無理解や中傷などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状況に置かれている。誰もが犯罪被害者等になる可能性がある中で、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを築くことはもとより、犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体で支援することが重要である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、京都市では、国や京都府との適切な役割分担と連携の下、住民に最も身近な自治体として、より踏み込んだ総合的な支援を推進するため、平成22年度に、「生活安全施策懇話会」に条例案について諮問を行い、実務者や被害者遺族の方等による「犯罪被害者支援策研究会」を設置し、調査及び審議を進めてきた。</p> <p>この度、同懇話会から条例案についての意見が答申されたことにより、平成23年2月市会に「犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を提案する。</p> <p>[事業概要]</p> <p>平成23年度は、条例における支援施策を下記のとおり実施する。</p> <p>※下線部分は、政令市初の取組</p> <p>◆被害直後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談、情報提供を行う総合相談窓口の機能強化 ⇒(社)京都犯罪被害者支援センターに本市総合相談窓口を設置 ○犯罪等による市内居住の生活困窮者に対する生活資金の給付 ○一時的・緊急避難的な住居の提供（<u>民間シェルターの活用</u>） <p>◆一定の生活回復に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神的被害の回復に向けた相談、医療ケアの充実（<u>こころの健康増進センターに専門外来設置</u>） <p>◆京都市の地域特性を生かした独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学と連携した啓発や人材育成（<u>(財)大学コンソーシアム京都における単位互換等</u>） ○<u>国内外からの観光旅行者や滞在者に対する支援</u> <p>◆社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報及び啓発、教育活動の推進、民間支援団体に対する支援 <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>○政令市での犯罪被害者支援の特化条例の制定は、岡山（H23.4.1施行予定）に次ぎ2番目 *生活安全条例等の一部への規定は、4市（新潟、札幌、浜松、静岡）</p> <p>○府内では、久御山町（H21.4.1施行）、宇治市（H22.4.1施行）、城陽市（H22.10.1施行）、長岡京市（H23.1.1施行）、与謝野町（同左）で特化条例制定済み。</p>			

京都市犯罪被害者等支援条例の概要

1 目的

犯罪被害者等の支援に関し、その基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、京都府その他の京都市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

3 基本理念

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないものとします。

- (1) 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われること。
- (2) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われること。
- (3) 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進すること。

4 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、国及び京都府との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならないものとします。
- (2) 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならないものとします。

5 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならないものとします。

6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮した対応に努めなければならないものとします。

7 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等の支援を推進するとともに、市の犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならないものとします。

8 犯罪被害者等の支援に関する計画

市長は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京都市生活安全条例第5条第1項に規定する生活安全基本計画において、犯罪被害者等の支援に関する事項を定めなければならないものとします。

▶ 被害直後の支援として

9 相談及び情報の提供等

- (1) 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援のための調整を行うものとします。
- (2) 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとします。

◆相談、情報提供を一元的に行う総合相談窓口の機能強化

- ・ 市内におけるワンストップ窓口として、府内で唯一の府公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」である「(社)京都犯罪被害者支援センター」に本市の相談窓口を設置し、現行の支援センターの機能と融合・一体化することで、「相談・連絡・調整」の一元化を図り、被害直後から中長期にわたって途切れなく総合的に支援する。

ワンストップ窓口の設置

10 日常生活の支援

市は、犯罪等により生活に困窮することとなった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、生活資金の給付等必要な施策を行うものとします。

◆犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付

- ・ 当座の生活資金に困窮する被害者等に、申立てに基づき速やかに生活資金を給付
対象者：殺人、傷害など生命・身体犯罪の被害に遭った市内居住者で、生活困窮と認められる被害者又は遺族
金額：30万円

政令市初

11 住居の提供等

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、一時的な住居の提供等必要な施策を行うものとします。

◆被害直後の一時利用住居の提供

- ・ 自宅が事件現場となったり、二次被害等により自宅に居住できなくなった被害者等に、一時利用住居を提供
対象者：被害により従前の住居に居住することが困難となった市内居住者
提供住居：○短期（緊急避難） 社会福祉法人などの民間シェルター
○中期（生活回復期間） 市営住宅の優先入居、民間等住宅の情報提供

政令市初

▶ 一定の生活回復に向けた支援として

1 2 精神的被害からの回復に向けた支援

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう必要な施策を行うものとします。

◆精神的被害からの回復に向けた心のケアの充実

- ・ こころの健康増進センターでの診察や相談機能を充実（専門外来を設置）

政令市初

1 3 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を行うものとします。

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための啓発

▶ 京都市の地域特性を生かした独自の取組として

1 4 大学等との連携

市は、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）と連携して、犯罪被害者等の支援に関する啓発及び犯罪被害者等の支援の推進を担う人材の育成に取り組むよう努めるものとします。

◆大学等と連携した啓発や人材育成

- ・ 犯罪被害者等の支援に関する講座
- ・ 京都産業大学における犯罪被害者等に関する大学講義の（財）大学コンソーシアム京都を通じた単位互換

「大学のまち・学生のまち」

政令市初

1 5 観光旅行者等に対する支援

市は、市の区域内において犯罪等により害を被った観光旅行者その他の滞在者に対し、民間支援団体及び大学等と連携して、相談等必要な施策を行うものとする。

- ・ 市内で犯罪の被害に遭われた他府県の方に、（社）京都犯罪被害者支援センターと連携し、全国被害者支援ネットワークを通じた支援（電話相談、裁判の代理傍聴等）
- ・ 外国人（観光旅行者、在住者）の方への通訳派遣

政令市初

「国際都市」、「観光都市」

▶ 社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組として

1 6 民間支援団体に対する支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供等必要な施策を行うものとします。

- ・ （社）京都犯罪被害者支援センターとの連携及び支援

1 7 教育活動の推進

市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとします。

- ・ 学校における人権教育、道徳教育

1 8 広報及び啓発

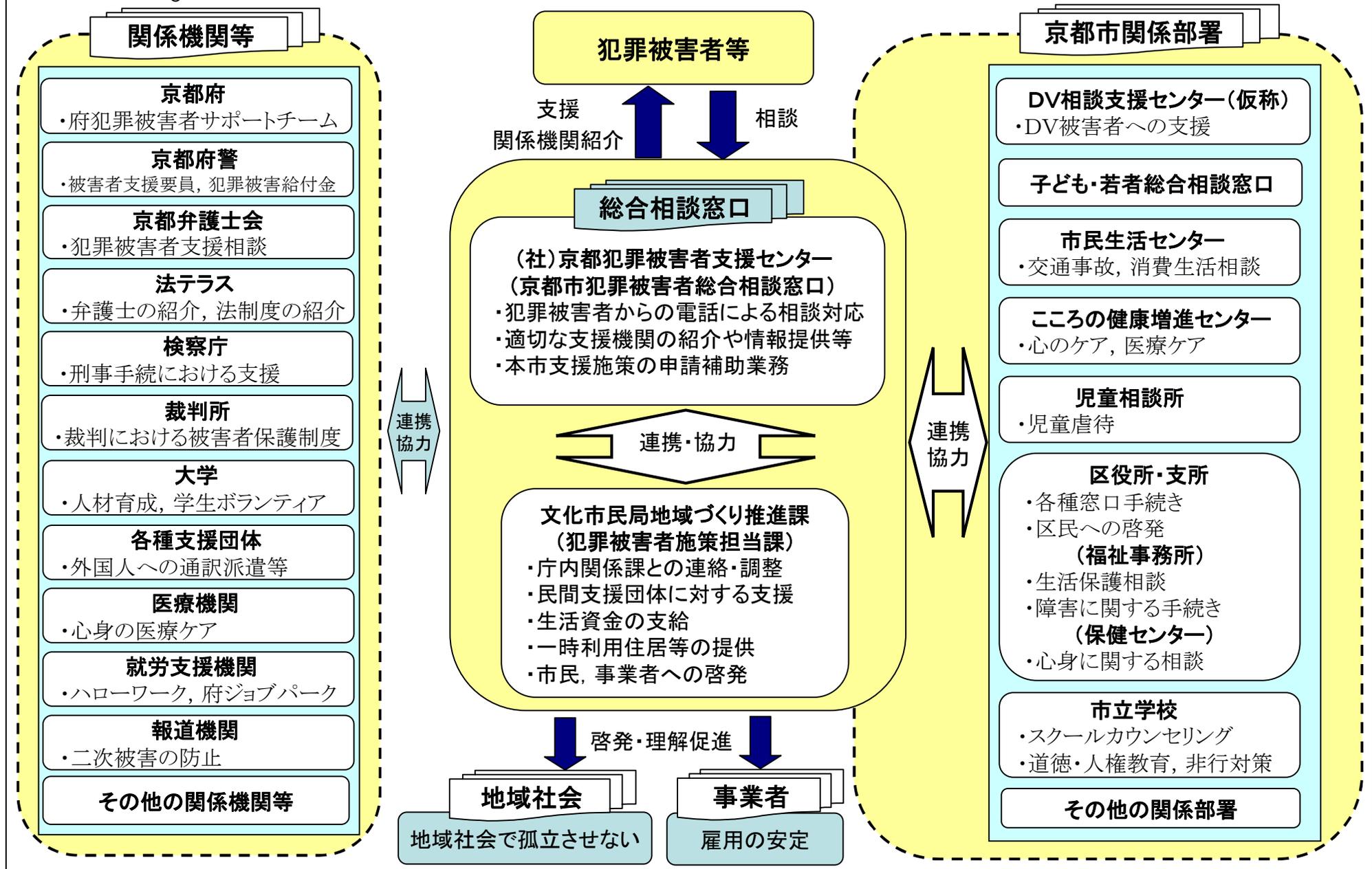
市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとします。

- ・ リーフレット、市民しんぶん等を活用した啓発及びフォーラムの開催等

1 9 犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないこと

京都市における犯罪被害者等支援のための連携イメージ



平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	自転車の安全利用の促進		
予算額	2,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部地域づくり推進課 (222-3049)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>京都市では、自転車に関係する交通事故件数の全発生件数に占める割合が増加傾向にあり、全体の約25%を占めている(※1)。また、全死者数に占める自転車事故による死者数の割合はこの10年間で3倍に増加している(※2)。</p> <p>このような状況を受けて走行環境の改善及び走行ルール・マナー向上等の自転車問題の解決に総合的に取り組むため、本市関係部局と京都府警察本部で組織する「京都市自転車マナー向上等適正化協議会」を平成22年1月に設置し、自転車利用に係る重点的・一体的な取組について議論してきた。</p> <p>また、商店街や細街路等が多いなど、本市の特性に即した自転車安全利用対策の必要性から「京都市自転車安心安全条例」を平成22年11月17日に公布(平成22年12月17日施行)した。</p> <p>本条例に基づき、自転車の整備点検、損害保険への加入について促進するほか、特に高校生や大学生等の若者への意識啓発の強化など、自転車安全利用の取組を推進する。</p> <p>※1 京都市内で発生した交通事故件数(平成21年) 9,308件 うち、自転車に関係する事故件数(平成21年) 2,287件(24.6%)</p> <p>※2 事故による死者数のうち自転車事故が占める割合 8.6%(平成11年)⇒24.3%(平成21年)</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成23年度は、「京都市自転車安心安全条例」に基づき、自転車の安全利用に向けた更なる取組を次のとおり行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例を紹介するリーフレットや、自転車利用についての交通ルールの遵守及び罰則規定並びに自転車損害保険加入の必要性等に関する啓発チラシを作成し、高校生や大学生を中心として周知啓発の徹底を図る。 2 本市関係部局、京都府警察本部等の関係行政機関及び各区交通安全対策協議会等と連携の下、各区・支所等において自転車の安全利用に関する啓発活動に取り組む。 3 「スケアード・ストレイト方式(※3)」による交通安全教室を、高校生を対象として実施する。 (※3) スタントマンが自転車事故を再現し、交通事故の衝撃や恐怖を実感させる方法のこと。 <p>〔参考(他都市の状況・事業効果など)〕</p> <p>平成15年4月 東京都板橋区自転車安全利用条例 平成20年4月 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	路上喫煙等禁止区域の拡大		
予 算 額	22,700千円	新規・継続の別	継 続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課 (222-3049)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、路上喫煙によるやけどなどを防ぎ、市民や観光旅行者等の安心、安全で健康な生活を確保できるよう、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を制定し、平成19年6月から施行している。本条例により、屋外の公共の場所では、市内全域で路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を「路上喫煙等禁止区域」に指定し、平成20年6月から禁止区域での違反者に対し、1千円の過料を徴収している。</p> <p>これらの取組により、市民や観光旅行者等に条例の趣旨が浸透してきているが、その一方で、禁止区域から離れた地域では路上喫煙者が存在しており、引き続き、条例の周知・啓発を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、平成21年11月に「京都市路上喫煙等対策審議会」に新たな禁止区域の指定について諮問し、市内中心部については、審議会からの答申を踏まえ、22年7月に市内中心部の禁止区域を拡大した。また、現在、審議会に京都駅及び清水・祇園周辺地域の禁止区域指定について提案している。</p>			
<p>[事業概要] 審議会での審議を経て、平成23年度は、京都駅及び清水・祇園周辺地域を禁止区域に指定するとともに、駅ターミナルへの啓発パネルの掲出、観光雑誌への啓発記事の掲載などの広報活動を積極的に実施することで、市内全域で喫煙マナーの向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民及び観光旅行者等への条例の周知・啓発活動 2 路上喫煙者数等定点調査の実施 3 新たな禁止区域における標識等の設置及び周知・啓発活動 4 路上喫煙等監視指導員の増員 			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	真のワーク・ライフ・バランス推進事業		
予 算 額	3,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	共同参画社会推進部男女共同参画推進課(222-3091)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では、これまでから仕事と家庭の両立「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けて、意欲的な企業等の表彰などを行っている。</p> <p>他方、少子高齢化や人間関係の希薄化、単身世帯の増加等、市民にとって最も身近な生活の場である地域を取り巻く状況は変化しつつある。</p> <p>あらゆる世代の男女が共に地域活動を担うことは、こうした状況に対応するとともに、これまでから推進してきた「ワーク・ライフ・バランス」の充実にも繋がる。</p> <p>そこで京都市では、男女が共にやりがいと充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭はもとより地域活動においても、各人のライフステージに応じて社会参加や社会貢献ができる「真のワーク・ライフ・バランスの推進」に向けた取組を進める。</p> <p>[事業概要]</p> <p><u>平成23年度は、仕事と家庭、地域貢献が調和した「真のワーク・ライフ・バランス」を推進し、その考え方を幅広い層に広く周知するための活動を行う。</u></p> <p>具体的には、各人の能力の上手な生かし方など地域活動を担うために必要なノウハウを伝授する講座やワークショップ等をオール京都市役所で実施する。</p>			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	ドメスティックバイオレンス(DV)相談支援センターの運営及び被害者支援事業		
予算額	44,200千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	共同参画社会推進部男女共同参画推進課(222-3091)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>DVを原因とする暴力事件、殺人事件など、DV被害が社会問題化する中、京都市においてもDV被害の相談件数が増加傾向にある。(※)</p> <p>また、アンケート調査(平成19年度京都市実施)によると、DVの被害経験の有無について「受けたことがある」と答えた方は、女性で31.3%、男性で20.3%と、深刻な状況となっている。</p> <p>京都市では、今年度中に策定予定である「第4次きょうと男女共同参画推進プラン」(平成23年～32年)において、DV被害者の支援策をとりまとめ、DV対策基本計画として位置付け、DV対策を強化していくこととしている。この計画の中心施策として「ドメスティックバイオレンス(DV)相談支援センター」(以下「センター」という。)の開所に向けた準備を進めてきた。</p> <p>※ ウィングス京都における相談件数 平成17年度：389件 平成21年度：488件 (25%増)</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>平成23年度は、センターの開所に伴い、総合的なDV被害者支援事業を実施する(別紙フローチャート参照)。</p> <p>なお、DV被害者の安全性を考慮し、センターの設置場所は公表せず、電話番号のみの公表を予定している。</p> <p>(1) センターでのDV被害者支援事業</p> <p>相談や各種情報提供、安全確保のための保護命令申立てに関する支援、その他自立支援まで、区役所・児童相談所などの各関係機関と連携の下、DV被害者への支援を実施する。</p> <p>(京都市と京都府の支援体制について)</p> <p>京都市域には同様の施設となる「京都府家庭支援総合センター」がある。市のセンターでは緊急時における安全確保を行い、京都府の一時保護へ繋ぐ。また、市のセンターは、一時保護終了後など、京都市域で生活されているDV被害者の自立支援に重点を置く。</p> <p>(2) センターの休日及び夜間等における緊急の電話対応を行う緊急ホットラインの設置</p>			

(3) **緊急時における安全確保**

緊急に保護を求めてきた被害者に対して、一時保護が行われるまでの間、民間シェルター等で一時的に避難場所を提供し、被害者の安全を確保する。京都市から民間シェルター等に、被害者の入所費用として、生活諸費及び施設使用料相当額を支給する。

(4) **民間シェルターへの家賃補助の拡充**＜補助対象部屋数の増＞

(5) 被害者支援のための**ボランティアの養成**

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

政令指定都市のうち、配偶者暴力相談支援センター設置都市

札幌市, 名古屋市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市 (7市)

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	京都マラソン開催		
予算額	250,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民スポーツ振興室スポーツ振興課(366-0169)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、「京都マラソン」の平成24年3月開催に向け、開催準備委員会の設立（平成22年4月）、京都府警とのコース検討会の開催、コース案に対する市民意見の募集など、ランナー、応援者、市民の皆様が一体となって盛り上がり、楽しめる大会を目指して、準備を進めている。</p> <p>【事業概要】 平成23年度は、第1回となる京都マラソンを次のとおり開催する予定</p> <p>1 大会名 京都マラソン</p> <p>2 趣 旨 ①市民スポーツの振興に資する大会 ②参加者、応援者、市民が一体となって楽しめる大会 ③京都の魅力を国内外に発信する大会 ④「DO YOU KYOTO?」を实践する環境に配慮した大会</p> <p>3 開催時期 第1回大会 平成24年3月（日曜日）</p> <p>4 種 目 ①マラソン（42.195 km） ②その他</p> <p>5 募集定員 約15,000人</p> <p>6 コース案 陸上競技の聖地・西京極総合運動公園をスタートし、山紫水明の自然を感じながら京都の観光名所等を巡って、平安神宮前にフィニッシュするコース</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年2月に開催される東京マラソンでは、定員35,000人に対し、33万人以上の応募があるなど、近年市民のマラソン大会への参加意欲は非常に高い。平成23年度は、大阪や神戸でも大規模な市民マラソンの新設が予定されている。 ・歴史や文化等、京都の持つ魅力を活かしたマラソン大会を開催することにより、ランナーはもちろんのこと、その家族や友人など、国内外から多くの来訪者が見込まれる。平成21年度の試算において、その経済波及効果は総額約12億8500万円と推計しており、地域の活性化にもつながる。 ・大会に参加するランナー、大会を支えるボランティア、そして沿道の市民が一体となって大規模な大会を実施することにより、京都のブランド力に一層の磨きを掛ける。 			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	京都市体育館改修		
予算額	21,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民スポーツ振興室スポーツ企画課(366-0168)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市体育館は、昭和38年5月の開設から50年近くが経過し、老朽化が著しい。京都のスポーツの聖地「西京極」の中心施設の一つとして、生涯スポーツから、各種の国際的、全国的規模の競技大会まで幅広く開催されている同施設が、競技者、観戦者、運営者それぞれの観点からより使いやすい施設となるよう、耐震補強工事と併せて建築・電気・機械工事や共用部等の改修を含めた大規模改修工事を実施する。 (京都市体育館の最近の開催イベント) ・プロバスケットボールbjリーグ 京都ハンナリーズ ホームゲーム ・島津全日本室内テニス選手権、ジーエス・ユアサ国際女子オープン</p> <p>【事業概要】 平成23年度は、耐震診断、基本設計等を行う。</p> <p>【施設概要】 ・建築面積：5,414㎡ 施設規模：体育室(60m×40m) 観客席2,926席 ・附属設備：放送室、更衣室、シャワー室、大会役員室、会議室、医務室 等</p> <p>【改修内容】 ・耐震補強工事 ・全面改修工事(建築・電気・機械工事、共用部等含む)</p> <p>【今後のスケジュール(予定)】 ・平成23～24年度 耐震調査、基本設計・実施設計等 ・平成25年度 改修工事(供用停止) ・平成26年度 リニューアルオープン</p>			
<p>【参考(他都市の状況・事業効果など)】 平成23年度からネーミングライツ事業を実施し、その契約金(年間2千5百万円5年以上を想定)を改修の財源の一部に充当する。</p>			

平成23年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	下鳥羽公園球技場人工芝張替え		
予 算 額	100,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民スポーツ振興室スポーツ企画課(366-0168)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 下鳥羽公園球技場は、平成17年度に、従来の土のグラウンドを日本サッカー協会公認のロングパイル人工芝グラウンドに改修して以降、多数の市民に御利用いただき、毎年高い稼働率を維持してきた。しかし、それに伴い人工芝の磨耗が進み、快適な施設使用環境の確保が困難な状況にある。</p> <p>【事業概要】 平成23年度は、日本サッカー協会の公認更新に合わせて、同公園球技場の人工芝の全面張替えを行い、市民のスポーツ環境の充実を図る。</p> <p>【参考】 下鳥羽公園球技場について 敷地面積：18,653㎡ 管理棟・夜間照明設備あり 人工芝グラウンドの面積：8,550㎡（114m×75m） 人工芝化後の年間稼働率（時間ベース）： 平成18年度 90.7% 平成19年度 86.6% 平成20年度 90.1% 平成21年度 85.9%</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>←最近のグラウンド内の画像。 人工芝の磨耗が進み、充填材の黒いゴムチップが見えてきている。 ※緑色の濃い時期の画像（19年度撮影）の画像もあります。</p> </div> </div>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 他都市の施設でも、概ね5年程度で人工芝の張替えが行われている事例が多く見受けられる。</p>			